③　保守管理会社は、当機構エレベーター仕様書で規定する「自動通報システム」を有していること。
④　保守管理会社は、保守管理業務仕様書等で定める遠隔点検Ⅱ併用式（機械室あり又は機械室なし）の項目及び内容について、保守管理会社の監視センターにて遠隔点検を行える体制を工事完成までに有すること。
⑤　保守・点検業務に関するマニュアルが整備されていること。
⑥　保守管理会社は、工事完成までに、当機構関西地区における当該年度の物品購入等の契約に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑰　保守管理会社は、保守管理業務仕様書で定める現場責任者及び現場担当者を配置できること。

なお、保守管理業務仕様書で定める現場責任者及び現場担当者とは、次の要件を満たす者とする。
①　現場責任者　昇降機の点検実務経験を15年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を５年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更に現場担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。
②　現場担当者　昇降機の点検実務経験を10年程度、かつ、点検対象同型機の実務経験を３年以上、若しくはそれに相当する知識・技能を有し、更にその作業等の内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とする。

⑱　施工体制等に関し、次の要件を備えていること。
①　施工にあたって、申請者の施工部門、品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）及び安全管理部門がそれぞれ独立した体制を取ること。
②　申請者としての「かし処理体制」が整備されていること。
③　床以外の主要構造部全部又は一部にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、㈱プレハブ建築協会の品質認定を受けたプレキャストコンクリート部材製造工場等を自ら保有していること、又は提携工場として円滑に部材の供給が受けられること。

⑲　高層住宅建物に係る設計計画が別途ＣＤ―Ｒに収録の「設計条件書」に適合すること。

⑳　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記⑴から⑰及び次の①に掲げる条件を満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内（設計業者を除く）とする。

なお、経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。
①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業の許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。
②　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

㉑　特定建設工事共同企業体としての資格の認定申請等
①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の㈠から㈢の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、早めに提出してください。）

提出書類
㈠　共同企業体受付票（様式１）　２部
㈡　共同請負入札参加資格審査申請（様式２）　１部
㈢　委任状（共同企業体代表者への委任）（様式３）　１部
㈣　特定建設工事共同企業体協定書（様式４）　１部

提出期間　平成28年12月26日（月）から平成29年１月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後５時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで
提出場所　下記４⑵に同じ
提出方法　上記㈠から㈣の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

申請書及び資料の提出は、上記㈠から㈣を受領した日から水曜日を経過した日（木曜日）より提出できる。

なお、期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項
⑴　分類　本工事は総合評価落札方式の技術提案型（タイプＢ）であり、現場説明書、設計図面、公共住宅建設工事共通仕様書及び関連法規等に明記された標準的な内容を超える提案を求めるものである。
⑵　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する「企業の技術力」「配置予定技術者」「施工計画」の評価項目、評価基準及び配点は、別添１「総合評価方式における評価基準（タイプＢ）」のとおりとする。
⑶　総合評価の方法　上記⑵の入札の評価に関する基準に示す評価項目の提案について、標準的なものは標準点100点とし、評価基準以上のものとして当機構が「評価」した提案においては、最大40点を加算する。
⑷　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の技術力」「配置予定技術者」「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑶によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格
⑸　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案については、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において当機構と請負業者間で施工計画の履行に係る覚書（以下「覚書」という。）を交換するものとする。
⑹　履行状況から、請負者の責により当機構が評価した提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。
⑺　工事契約後、速やかに当機構が評価した「施工計画」に係る施工計画書を提出すること。
⑻　「施工計画」の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書及び覚書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
⑼　総合評価に係る「施工計画」に対する提案が、品質の確保、環境配慮の観点から適切であり、それぞれの提案内容について、目的、場面及び手法等を具体的に記述し、適正に作成されていること。なお、提案の未提出、白紙提出は書類不備により失格とする。

４　担当部署
⑴　公募条件及び積算について　〒536―8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号　独立行政法人都市再生機構西日本支社　技術監理部　工務・検査チーム　電話06―6969―9169